

岩手県告示第916号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第1項の規定により、次のとおり宅地建物取引業者の免許を取り消した。

平成27年11月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 処分を受けた者

- (1) 商号又は名称 株式会社盛岡不動産
- (2) 代表者の氏名 畑山 大作
- (3) 主たる事務所の所在地 盛岡市中央通三丁目3番22号
- (4) 免許証番号 岩手県知事(9)第1498号
- (5) 免許年月日 平成25年9月17日

2 処分をした年月日 平成27年10月21日

3 処分の理由 宅地建物取引業法第66条第1項第9号に該当